

## ケーブルメディア四国契約約款(さぬき市)

株式会社ケーブルメディア四国(以下「当社」という。)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という。)との間で結ぶ契約は、次の条項によります。

(当社が提供するサービス)  
 第1条 当社は、当社がサービスを提供している区域(以下「業務区域」という。)内において、加入者に次のサービスを提供いたします。  
 (1) デジタル契約(別表に定めるデジタル契約に属するサービスメニューのもの)  
 デジタルセットトップボックス(以下「STB」という。)を貸すことににより、下記のサービスを提供します。ただし、(口)、(ハ)のサービスは、(イ)のサービスと合わせて提供することといたします。

(イ) 基本サービス  
 (a) 民間放送のテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。  
 (b) NHKのニュース放送及びFM放送の有線による同時再放送。  
 (c) 自主番組の有線による放送。  
 (d) 光ベーシック レコパックmini、光ベーシックプラス レコパック、光ベーシックプラス レコパックmini及び光デラックス レコパック、光デラックス レコパック mini(以下「レコパック」という。)における外付け録画装置の貸与。

(ロ) 特別サービス  
 (a) WOWOW放送(以下「WOWOW」という。)のテレビジョン放送の有線による同時再放送。  
 (b) 基本サービスに付加した別料金に基づく番組(以下「特別チャンネル」という。)の有線による放送。  
 (c) 基本サービスに付加した別料金に基づく、ハードディスク内蔵STB及びブルーレイ内蔵STB(以下「STB タイプI」という。)、トープルチューナー内蔵4KSTB及びハードディスク内蔵4KSTB(以下「STB タイプII」という。)の貸与(基本サービスで貸与したSTBは、STB タイプI、STB タイプII 貸与時に当社にて回収いたします)。ただし、レコパックの加入者については契約いただけません。

(ハ) 上記に附帯するサービス  
 (1) 基本サービスは、STBを貸与することにより(イ)のサービスと合わせて提供することといたします。

(イ) 基本サービス  
 (a) 民間放送のテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。  
 (b) NHKのテレビジョン放送及びFM放送の有線による同時再放送。  
 (c) 自主番組の有線による放送。

(ロ) 特別サービス  
 (a) WOWOWのテレビジョン放送の有線による同時再放送。  
 (b) 基本サービスに付加した別料金に基づく、STB タイプII、シングルチューナー内蔵4KSTB(以下、「STB タイプIII」という。)の貸与。

(契約の単位)  
 第2条 加入契約は、原則として1引込線ごとに締結します。  
 2 1引込線に複数の世帯・企業等を接続する場合は、各世帯・企業ごとに加入契約を締結します。  

(契約の成立)  
 第3条 加入契約の成立は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める様式の加入申込書を当社に提出し、当社がこれを承認したときとします。当社は次のいずれかの場合には、その申込を承認しないことがあります。  
 (1) サービスを提供すること、または保証することが技術上もしくは経済上困難なとき。  
 (2) 申込者がサービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。  
 (3) 申込者がサービスの利用を停止されている、または当社から契約を解約されたことがあるとき、利用場所が異なる場合でも当該加入者であると当社が判断したとき。  
 (4) 加入申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。  
 (5) 当社サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき。  
 (6) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等の反社会的勢力に属すると判明したとき。

(契約成立後の解除について)  
 第4条 第3条において契約が成立した場合においても、次のいずれかの場合には、当社はその契約を解除できるものとします。  
 (1) サービスの提供エリア外であったとき。  
 (2) サービスの提供エリア内であっても、外線ルート、建物設備の状況等によりサービスの提供が困難であると判断したとき。  
 (3) 建物所有者等の意向により、サービスの提供が困難であると判断したとき。

(加入金・引込工事費及び宅内工事費)  
 第5条 加入者は、別表の料金表1及び2に定める加入金、引込工事費を当社に支払っていただきます。ただし、社団法人日本CATV連盟の加入者で受け入れ制度に加入している会社やCATVへの加入契約を締結していたお客様がその加入契約の終了から7日以内にそのサービスエリアから当社のサービスエリア内に転入された場合、その転入の日から1ヶ月以内に所定の手続きをとつていただきますと加入金の支払いが不要となります。

(サービス提供開始日)  
 第6条 加入者で、当社が指定する工事店による工事と映像確認がなされた日をもって、サービス提供開始日といたします。なお、契約変更については、加入者の申込みにより映像を送信し始めた日をサービス提供開始日とします。

(基本利用料)  
 第7条 加入者は、基本利用料をもって、デジタル契約の場合には、第1条(1)(イ)に定めるサービスの提供を、再送信契約の場合には、第1条(2)(イ)に定めるサービスの提供を、各々受けることができます。  
 2 加入者は、サービスの提供を受け始めた月の属する月の翌月から、別表の料金表3に定める毎月の基本利用料を支払っていただきます。  
 3 基本利用料の算定は、サービスの提供を受け始めた月の属する月の翌月から階月を単位に行います。ただし、加入契約を解約する場合は、解約日が当該月のいずれの日であっても当該月末までの1ヶ月分の基本利用料(月額)を支払っていただきます。

(最低利用期間)  
 第8条 当社が提供するサービスの内、第1条にある(1)(イ)および(2)(イ)については、最低利用期間を12ヶ月とします。なお、1ヶ月目は第6条で定めるサービス提供開始日の翌月末までとします。

2 加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約の解約があった場合は、別表の料金表8に定める違約金を負担していただきます。なお、契約変更については適用とします。

(特別チャンネル)  
 第9条 第1条(1)(ロ)に定めるサービスの提供を受ける加入者は、第7条の基本利用料に加えて、別表の料金表4に定める特別チャンネル利用料を支払っていただきます。  
 2 特別チャンネルの視聴は、STB毎・チャンネル毎・月毎の契約とします。  
 3 特別チャンネル利用料の算定は、サービスの提供を受け始めた月の属する月から暦月を単位に行います。加入契約又は特別チャンネル契約を解約する場合は、解約日が当該月のいずれの日であっても1ヶ月分の特別チャンネル利用料を支払っていただきます。  
 4 加入者の責に帰さない事由により、当社が提供する放送サービスを加入者の申し出を受けた当社が知り得た日から、5日以上提供しなかった場合には、当社は当該月分の特別チャンネル利用料を請求しません。ただし、加入者都合により当社が故障復旧できなかった期間は含みません。

(STB タイプI・STB タイプII・STB タイプIII)  
 第10条 第1条(1)(ロ)(c)、(2)(ロ)(b)に定めるサービスの提供を受ける加入者は第7条の基本利用料に加えて別表の料金表5に定めるSTB タイプI・STB タイプII・STB タイプIIIの利用料を支払っていただきます。

2 STB タイプI・STB タイプII・STB タイプIIIの利用料は、STB毎・月毎の契約とします。

3 STB タイプI・STB タイプII・STB タイプIII利用料の算定はサービスの提供を受け始めた月の属する月の翌月1日から歴月を単位に行います。加入契約又はSTB タイプI・STB タイプII・STB タイプIII契約を解約する場合は、解約日が当該月のいずれの日であっても1ヶ月分の利用料を支払っていただきます。

(NHK・WOWOWとの関係)  
 第11条 本契約に定める加入金及び基本利用料及び特別チャンネル利用料及びSTB タイプI・STB タイプII・STB タイプIII利用料にはNHKの受信料(地上波及び衛星放送の受信料)は含まれていません。

このため、NHKと受信契約を締結していない加入者は、別途、NHKと所定の受信契約を結んでいただきます。なお、加入者は、その選択により当社の基本利用料にNHKの受信料を合算し、支払うことができます。ただし、当社を通じてNHKの地上波及び衛星放送を受信している加入者に限ります。

2 本契約に定める加入金、基本利用料、特別チャンネル利用料、STB タイプI・STB タイプII・STB タイプIII利用料には、WOWOWの視聴料は含まれておりません。このため、加入者がWOWOWの視聴を希望する場合は、別途、WOWOWと所定の視聴契約を結んでいただきます。

(各種料金の支払方法等)  
 第12条 加入者が当社に行う別表の料金表に定める料金の支払いは、原則として、当社の指定する定例日(以下「定例支払日」という。)に、指定金融機関の口座振替または指定クレジットカード会社のクレジットカード払いにより行います。この場合、当社は、原則として請求書もしくは領収証は発行いたしません。

2 加入金及び引込工事費は、サービスの提供を受け始めた日(第25条の場合においては、転居先でサービスの提供を受け始めた日)の属する月の翌月1日までに支払っていただきます。

3 基本利用料、特別チャンネル利用料、STB タイプI・STB タイプII・STB タイプIII利用料、番組ガイド、別表の料金表7に定める諸手数料及び料金表8に定める違約金は、当月の翌月の定例支払日までに支払っていただきます。

(加入申込みの撤回)  
 第13条 加入申込者は、当社から交付する契約確認書を受領したとみなされる日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込を撤回することができます。なお、契約確認書を受領したとみなされる日とは、当社より投函後3日を経過した日とします。

2 前項の規定によると加入申込みの撤回は、同項の書面を発した時にその効力を生じます。

3 第1項の加入申込みの撤回があった場合、当社は加入金・引込工事費及び宅内工事費はいたしません。ただし、引込工事、宅内工事を実施済みの場合は、別表の料金表2に定める宅内工事費を上限額として実際に入工に要した費用を支払って頂きます。

(加入契約の解約)  
 第14条 加入者は、当社に書面で申し出ることにより、加入契約を解約することができます。この場合、新加入者が既加入者の権利及び義務を引き継ぐこととします。

2 加入契約の解約の場合、加入金及び引込工事費の払い戻しはいたしません。

3 加入契約の解約の場合、当社は、当社が設置した設備を撤去することを原則とします。この場合、加入者には料金表7に定める工事費・解約手数料及び料金表8に定める違約金を支払っていただきます。なお、当社が設備の撤去を行った際に、加入者が所有又は占有する敷地・建物・構築物・アンテナ配線等の復旧を要する場合、その費用は加入者に負担していただきます。

(名義変更)  
 第15条 加入者は、次の場合、当社に書面で申し出ることにより、加入者の名義を変更することができます。この場合、新加入者が既加入者の権利及び義務を引き継ぐこととします。

(1) 相続又は法人の合併の場合。

(2) 新加入者が既加入者の同意を得て、同一の加入場所において同一の加入契約で当社のサービスの提供を受ける場合。

(加入申込書記載事項の変更)  
 第16条 加入者は、加入申込書の記載事項の変更を希望する場合には、文書により当社に申し出るものとします。

(加入者の義務)  
 第17条 加入者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が、加入契約に基づいて設置した設備を改変・移動・取り外しをしないこと。

(2) 当社が貸与するSTB及び外付け録画装置は責任を持ってこれを管理・保管し、変更・分解又は損壊しないこと。

(3) 加入契約に基づいた数量以外のSTB等を接続して視聴しないこと。  
 (4) 加入者は、当社または当社の指定する業者に当社施設の設置、調査、修理、撤去等を行うため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物、構築物等への立ち入りおよび無償使用することを承認すること。  
 (5) 加入者は、当社のサービスを受ける事について、地主・家主その他の利害関係人があるときは、予め必要な承認を得ておくものとし、この事に関して責任を負うこと。  
 (6) 加入者は、録音・録画等により、当社のサービスを第三者に供給する事および対価を受けた当社のサービスを第三者に上演する事は、法令により禁止されています。

2 加入者が前項に違反して視聴した場合は、当該視聴を始めた日又はその日が確定できないときは当該視聴を始めたと当社がみなす日にさかのばり、当該利用料を当社が指定する期日までに支払っていただきまます。

3 加入者は、第1項に違反して、設備又はSTB及び外付け録画装置を変更、損壊又は亡失等をしたときは、当社が指定する期日までにその補修・修理その他の工事等に必要な費用を当社に支払っていただきます。

(加入者の義務違反による停止及び解約)  
 第18条 当社は次のいずれかの場合には、加入者の義務違反とみなし、契約の停止及び解約を行います。

1 加入者が別表の料金表に定める料金の支払いを遅延した場合、又は本契約に違反した場合、当社は、加入者に催告なしにサービスの提供を停止し、又は加入契約を解約することができます。

2 当社は、加入者が反社会的勢力に属すると判断した場合、及び加入者が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関する道徳的不正又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽情報を用いて当社の信用を毀損した場合は、当社の業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合には、報告することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。

3 以上に基づき加入契約を解約した場合には、当社は加入金及び引込工事費の払い戻しは行いません。

(設備の設置及び費用の負担)  
 第19条 当社は、放送センターから映像用回線終端装置までの施設(以下「当社施設」という。)を設置します。加入者は当社施設の設置に要する費用の内、最寄りの柱上光カプラの出力端子から映像用回線終端装置までの引き込みに要する費用(別表の料金表2に定める費用)を負担します。ただし、柱上光カプラから映像用回線終端装置までの引き込み工事において、自営の設置または地下埋設等を必要とする場合は、加入者はその費用を別途負担するものとします。

2 前項の工事ならびに保守については、当社又は当社が指定する工事店が行います。

3 映像用回線終端装置の出力端子からテレビ等の加入者の受像装置までの設備は、加入者の所有とし、その設備に要する費用は、実際に工事に要した費用を加入者に負担していただきます。なお、この工事については、当社が指定する工事店が行います。

4 当社施設の利用に必要な電気料金は当該加入者から提供していただきます。

5 集合住宅における設備及び費用の負担

第20条 STB及び外付け録画装置は当社の所有であり、第1条(1)、(2)(ロ)(b)の加入者にはSTBを、第1条(1)(イ)(d)の加入者には、さらに外付け録画装置を貯蓄します。

2 STB及び外付け録画装置に必要な電気料金は、当該加入者から提供していただきます。なお、この工事については、当社が指定する工事店が行います。

3 STB及び外付け録画装置の使用料は、基本利用料に含まれます。ただしSTB タイプI、STB タイプII、STB タイプIIIの貸与には第1条(1)(ロ)(c)又は(2)(ロ)(b)に定めるサービスの申し込みと利用料が別途必要です。

(STBのリモコン取替)  
 第21条 加入者がから、リモコンの損壊・消耗等に伴い、新品のリモコンに取替える旨の申し出があった場合は、リモコン購入代金の実費を負担していただきます。

(既存の受信設備ならびに画像品質)  
 第22条 加入者が設置しているアンテナ等既存の受信設備は、原則としてそのまま残置いたします。

2 加入者が既存の受信設備を視聴して、その画像等の品質が変化しても当社は関知いたしません。

(設置場所の提供の停止)  
 第23条 加入者が所有又は占有する敷地・建物・構築物等において、当社が引込線等の設備(引込線、映像用回線終端装置)を設置するために必要な場所は、加入者から提供していただきます。

2 引込線等の設備の設置に際し、地主・家主その他の利害関係人の承諾が必要な場合は、加入者の責任と負担において予め承諾を得ていただきます。

(設置場所の変更)  
 第24条 加入者の都合により、引込線等の設備の移転を必要とする場合は、その移転に要する費用(別表の料金表7に定める引込変更料)は加入者に負担していただきます。

(転居の取扱い)  
 第25条 加入者が当社のサービスエリア内に転居する場合、加入者の申し出により、当社は加入契約を存続します。なお、基本利用料、特別チャンネル利用料、番組ガイド及びSTB タイプI、STB タイプII、STB タイプIII利用料については、それぞれ第12条に準ずるものとし、転居元に当社が設置した設備等の取扱いについては、第14条第3項に準ずるものとします。

(故障)  
 第26条 当社は、加入者から当社が提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合、これを調査し、必要な措置を講じます。

2 異常の原因が加入者の設備による場合は、その修復に要する費用を加入者に負担していただきます。

3 加入者の故意又は過失により、当社の設備に障害を生じさせた場合は、その修復に要する費用を加入者に負担していただきます。

(保守責任及び免責事項)  
 第27条 当社は、当社設備である放送センターから映像用回線終端装置までの維持管理を、責任をもって行います。ただし、維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止することがありますので加入者は予め承認していただきます。

2 映像用回線終端装置の二次接続点以降の加入者の設備の受像装置に起因して加入者のテレビ等受像装置に損害が発生する場合に、当社はその責任を負いません。ただし、当社が貸与したSTB及び外付け録画装置に損害が発生する場合に、当社はその責任を負いません。

3 当社は、次の各号に起因する当社側の設備の損傷などにより、加入者の設備に損害を与えた後、第1条に定めるサービスの提供に支障が生じても、その責任を負いません。

(1) 天災・事変その他の事態のとき。

(2) 第三者が故意又は過失により、当社の設備に損傷を与えたとき。

(3) その他やむを得ない事由のとき。

4 STB タイプI、STB タイプII、STB タイプIII、外付け録画装置の利用について、STB及び外付け録画装置本体の不具合(貸与時の初期不良を除く)や誤操作および紛失等の原因